

令和5年度
山梨県公共事業評価
意見書

令和5年11月21日

山梨県公共事業評価委員会

目 次

はじめに	P1
1 事前評価について		
1-1 事前評価実施にあたって	P2
1-2 個別事業に対する意見（5事業）	P2
2 再評価について		
2-1 再評価実施にあたって	P5
2-2 個別事業に対する意見	P6
(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業（3事業）	P6
(2) 工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業（3事業）	P8
(3) 報告として取り扱った事業（4事業）	P9
3 事後評価について		
3-1 事後評価実施にあたって	P10
3-2 個別事業に対する意見（5事業）	P10
4 審議経過	P13
5 令和5年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿	P14

(注) 本意見書における略称の意味は次のとおりである。

- ・ (一) : 一般県道
- ・ (主) : 主要地方道
- ・ (都) : 都市計画道路

はじめに

公共事業による社会資本整備は、県民生活の豊かさの実現を図る基盤づくりとして極めて重要な役割を担っている。

山梨県においては、近年、中部横断自動車道（山梨～静岡間）や国道138号須走道路・御殿場バイパス、新山梨環状道路東部区間の一部区間が開通するなど、着々と社会資本整備が進められており、企業誘致の促進や農作物の販路拡大、観光客の増加、渋滞の解消といった整備効果が現れている。今後はリニア中央新幹線の開業が予定されるなど、本県の飛躍的な発展が期待できる絶好の機会を迎えている。一方で、激甚化・頻発化する自然災害への備え、加速する社会資本の老朽化対策、コロナ収束にともなう県民生活や県内経済の立て直し等の様々な課題を抱えている。山梨県では、限られた財源の中で、県民の生活基盤を強く、安心なものとしていく「ふるさと強靱化」、そして、国の内外に開かれた「開の国」づくりを県政の柱として定め、社会資本整備を進めている。

これらの社会資本整備にあたっては、計画段階から事業実施中、事業完了後の全ての過程において、一層の透明性の向上を図り、事業を効果的、効率的に執行していくことが重要である。

山梨県では平成17年度から「公共事業評価システム」を本格導入している。事前評価においては、経済効率性や事業規模、事業手法、計画熟度等の妥当性や同種の事業間の優先度等の観点から事業実施の是非を総合的に評価することとしている。再評価においては、社会経済情勢の変化、経済効率性、時間管理、コスト縮減等の観点から事業継続の是非を評価し、また事後評価においては、事業貢献度や経済効率性、改善措置の必要性等の観点から事業の達成度を評価することとしている。

本委員会は公共事業に対して意見を述べる機関として設置され、これまで多くの評価対象事業を審議しており、近年では令和3年度に24事業、令和4年度に28事業を審議し、公共事業評価の客観性及び透明性の確保を図ってきたところである。

本年度は、事前評価5事業、再評価10事業、事後評価5事業の合わせて20事業について審議を行い、次のとおり意見をとりまとめたので具申する。

なお、今後の社会資本の整備にあたっては、本委員会の意見を十分尊重し、一層効果的、効率的な事業執行に努められたい。

1 事前評価について

1-1 事前評価実施にあたって

公共事業の事前評価は、着手段階における意思決定プロセスの透明性、客観性の一層の向上を図るとともに、限られた財源を有効に活用するため、事業実施の妥当性や事業貢献度の観点から評価するものである。今回は、以下の5事業について事前評価の審議を行った。

事業に対する意見は次のとおりである。

1-2 個別事業に対する意見

① 道路事業 国道139号(畑倉バイパス) (大月市)

この事業は、大月市賑岡町畑倉地内の国道139号において、災害に強い道路の確保を目的に、バイパス道路を整備するものである。

当該路線は、大月市から東京都との県境にかけ、第二次緊急輸送道路に指定されているが、当該区間は未整備であるため、老朽化した橋梁や道路防災総点検による要対策箇所が存在するうえ、幅員狭隘で道路線形も悪く、大型車のすれ違いができない状況となっていることから、緊急輸送道路に指定されるまでに至っていない。

当該区間の前後においても現道拡幅による道路整備が進められており、本事業と合わせて整備することで災害に強い道路が確保され、将来的に緊急輸送道路に指定されることが期待されるほか、大月市市街地へのアクセスも向上することから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

② 道路事業（主）甲府中央右左口線（メイン通り2号線）

（甲府市）

この事業は、甲府市の主要地方道甲府中央右左口線において、中央自動車道の甲府中央スマートインターチェンジ（仮称）やリニア中央新幹線山梨県駅（仮称）へのアクセス向上と歩行者等の安全性の確保を図るため、道路改良と電線共同溝の整備を行うものである。

当該区間は、甲府中央スマートインターチェンジ（仮称）と新山梨環状道路を連絡するとともに、リニア開業時には駅へのアクセス道路として機能し、将来的に交通量の大幅な増加が見込まれるが、現況は歩道のない片側1車線の道路のため、通勤時間帯には渋滞が発生している状況である。

本事業の完了により、拠点機能を担う甲府中央スマートインターチェンジ（仮称）やリニア中央新幹線山梨県駅（仮称）へのアクセス向上や、歩行者等の安全性の確保が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

なお、平成26年度に実施した事前評価において、当該事業も含め実施が妥当と判断した内容については、残るリニア中央新幹線山梨県駅（仮称）の駅前交通広場と駐車場整備の内容が具体的に変わった段階において、再度整理したうえで提案されたい。

③ 道路事業（主）甲府笛吹線（蛍見橋）（笛吹市）

この事業は、笛吹市石和町において、一級河川笛吹川を渡河する蛍見橋を架け替えるものである。

当該路線は、緊急輸送道路に指定されており、将来的には中央自動車道と新山梨環状道路とを結ぶ重要な役割を担う道路であるが、現在の蛍見橋は、昭和35年竣工から60年以上が経過し老朽化が著しく、現行の耐震基準を満たしていない。また、幅員が狭く大型車同士のすれ違いが困難なことなどから、朝夕を中心に渋滞が発生している状況である。

本事業の完了により、災害に強い道路の確保や中央自動車道などへのアクセス向上が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

④ 街路事業 (都) 和戸町竜王線 (検察庁南工区) (甲府市)

この事業は、甲府市中央の都市計画道路和戸町竜王線において市街地内の交通の円滑化と歩行者等の安全性の向上を図るため、道路改良と電線共同溝の整備を行うものである。

当該路線は、現在事業実施中の新山梨環状道路北部区間和戸インターチェンジ(仮称)と甲府市中心市街地とを結ぶネットワーク上重要な路線であり、城東工区や中央五丁目工区、当該路線と交差する都市計画道路大手二丁目浅原橋線において整備中であるが、当該箇所は未整備であり、交通容量の不足や、交差点形状が悪いことなどから、慢性的な渋滞が発生している状況である。

本事業の完了により、慢性化した渋滞の解消や市街地内の交通の円滑化、歩行者等の安全性の確保が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

⑤ 農地整備事業 八幡東 (山梨市)

この事業は、ぶどう・ももを中心に栽培を営んでいる山梨市西部に位置する果樹地帯において、営農条件の改善や農地の集約化を進めて果樹産地の強化を図るため、区画整理や農道等の生産基盤を整備するものである。

当該地区では、シャインマスカットをはじめ、収益性の高い高品質な農作物が生産されているが、幅員が狭い農道や小区画で不整形な農地が多いことから、作業効率の低下を招いている。

本事業の完了により、営農条件の改善や担い手への農地集積による農業生産力の向上が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

2 再評価について

2-1 再評価実施にあたって

公共事業の遅延による社会的便益の損失を防ぎ、公共事業のもたらす効果を早期、かつ最大限に発揮させるためには、事業進捗の厳密な管理と徹底したコスト縮減が重要である。

このため、事業の再評価では、事業着手から一定期間が経過した事業について、社会経済情勢の変化や進捗状況等を踏まえ、事業の見直しの必要性や時間管理を主眼に、今後の事業継続の是非を判断することとしている。

今回は、10事業が再評価の対象であったが、そのうち4事業は、順調に進捗していることから報告のみとし、以下6事業について再評価の審議を行い、審議結果を次のとおり区分した。

- (1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業
- (2) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業
- (3) 報告として取り扱った事業

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

2-2 個別事業に対する意見

(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

① 林道事業 林道大松沢線（笛吹市）

この事業は、京戸川流域と大石川流域の森林を管理・経営するために、笛吹市一宮町大字石と笛吹市一宮町大字土塚を連絡する森林管理道を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、事業着手後の現地調査に基づきルート変更を余儀なくされ、路線延長が延伸したことによる事業費の増額及び、砂防管理者との協議や現地条件に応じた工法変更に伴う事業期間の延伸である。本事業の完了により、木材の伐採搬出コストの削減が図られ、林業の成長産業化の推進に寄与することができ、また、森林を適正に管理し保全することで、水源かん養、土砂流出防止等の森林の有する公益的機能の発揮が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和13年度の完成に努められたい。

② 治水事業 芦川（市川三郷町）

この事業は、笛吹市芦川から市川三郷町を流下し、一級河川富士川に合流する一級河川芦川において、洪水被害の防止を目的とした河床掘削や河道拡幅等の河川改修を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、河道拡幅に伴う芦川橋の架け替え工事において、関係機関との協議により仮橋による迂回が不可能となり、仮設計画が見直されたことによる事業費の増額と、それらの施工に伴う事業期間の延伸である。

当該河川は、平成23年の台風により洪水被害が発生し、地元からは早期の改修が望まれており、本事業の完了により、洪水被害の防止が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和11年度の完成に努められたい。

③ 道路事業 国道140号（新山梨環状道路・東部区間Ⅱ期）

（甲府市～笛吹市）

この事業は、甲府都市圏を取り囲む新山梨環状道路において、東部区間の延伸整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、橋梁架設位置において地質調査を行った結果、杭基礎の支持層が当初の想定より深い位置にあることが判明し、杭基礎の延長が長くなったことに伴う事業費の増額と、一部の用地取得交渉が難航したことや、埋蔵文化財の調査に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、甲府都市圏の中心部に集中する交通が分散され、甲府市内の慢性的な渋滞の解消が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和12年度の完成に努められたい。

(2) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

① 道路事業 国道139号（下瀬戸工区）（大月市）

この事業は、静岡県富士市を起点とし、東京都奥多摩町に至る幹線道路である国道139号において、市町村中心地・大規模拠点施設へのアクセス向上を目的として、道路改良を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、補償物件の移転・撤去に日数を要していることによる事業期間の延伸である。

当該箇所は、大月市から東京都との県境にかけ第二次緊急輸送道路に指定されているが、幅員狭隘で道路線形も悪く、大型車のすれ違いができない状況である。本事業の完了により、大月市市街地へのアクセスの向上や災害に強い道路の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和8年の完成に努められたい。

② 砂防事業 国見沢（富士川町）

この事業は、富士川町を流下する国見沢において、台風や集中豪雨により発生する土砂災害を防止するため、既設砂防堰堤の嵩上げ工を実施するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、用地取得に日数を要していることによる事業期間の延伸である。

当該箇所は、人家4戸のほか第一次緊急輸送道路に指定されている国道52号が保全対象となり、本事業の完了により土砂災害を未然に防止することが期待されることから、事業を継続することが妥当である。事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年の完成に努められたい。

③ 砂防事業 倉見下沢－1（西桂町）

この事業は、西桂町を流下する倉見下沢において、台風や集中豪雨により発生する土砂災害を防止するため、砂防堰堤及び溪流保全工を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、用地取得に日数を要していることによる事業期間の延伸である。

当該箇所は、人家24戸のほか中央自動車道が保全対象となり、本事業の完了により土砂災害を未然に防止することが期待されることから、事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年の完成に努められたい。

（3）報告として取り扱った事業

報告として取り扱った事業は、以下の4事業である。

- ① 林道事業 林道富士東部（南）線（上野原市～道志村）
- ② 道路事業 （主）韮崎南アルプス中央線（旭有野バイパス）
（韮崎市～南アルプス市）
- ③ 街路事業 （都）田富町敷島線（仲新居工区）（甲斐市）
- ④ 下水道事業 峡東流域下水道（甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市）

3 事後評価について

3-1 事後評価実施にあたって

公共事業をより効果的、効率的に計画・実施していくためには、完了した事業を厳密に検証し、その結果を今後の事業展開に反映させることが必要である。

このため、事後評価では、整備が完了した事業について、事業目的の達成度や環境への影響等の検証を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討することとしている。今回は、以下の5事業について事後評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

3-2 個別事業に対する意見

① 林道事業 林道塩平徳和線（西区間）（山梨市）

この事業は、山梨市牧丘町の鼓川左岸流域と琴川右岸流域の広大な森林の管理・経営を効率的に行うため、森林基幹道を整備したものである。

本事業後は森林整備が計画的・効率的に行われ、主伐や間伐による木材の搬出も円滑に行われていることから、事業効果は大きいと判断される。また、当該区間は小檜山への登山など観光のアクセス道として利用されており、緊急時には避難路としても活用できることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

② 道路事業 国道411号（大常木バイパスⅡ期）（丹波山村）

この事業は、国道411号の丹波山村大常木から甲州市塩山一之瀬高橋までの区間において、落石や土砂崩落による通行止めを解消するため、トンネルによるバイパス道路を整備したものである。

本事業後は落石や土砂崩落に起因する通行規制がなくなるなど、豪雨や地震時にも安全に通行できる道路として整備されたことに加え、甲州市と丹波山村を結ぶアクセス道路としての機能が向上し、災害時の避難、救援ルートとしての機能も強化されたことから、事業の目的が達成されたと評価できる。

③ 道路事業・街路事業 （一）鳴沢富士河口湖線（勝山バイパス） （富士河口湖町）

この事業は、一般県道鳴沢富士河口湖線の南都留郡富士河口湖町地内において、朝夕の渋滞解消や通学する小中学生等の歩行者の安全確保と、合併後の新役場庁舎へのアクセス向上のために、バイパス道路を整備したものである。

本事業後はバイパス区間への交通の転換により、地域内の生活道路となっている現道区間の交通量が減少し、居住環境の改善と歩行者等の安全性が確保された。また、町中心部へのアクセスが向上するとともに、歩道整備により道路利用者の利便性が向上するなどの効果が発現していることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

④ 街路事業 (都) 甲府駅前線外1路線 (甲府市)

この事業は、甲府駅南口周辺地域において、県都の玄関口としてふさわしい都市機能の充実や空間整備のため、県と甲府市の共同で策定した「甲府駅南口周辺地域修景計画」に基づき、甲府駅南口駅前広場の再整備や平和通りの整備を行ったものである。

本事業後は公共交通と一般交通を分離し、歩行者優先の空間づくりに取り組んだことで、安全な歩行空間が確保され、歩行者や車椅子利用者などが周辺施設にスムーズに移動できるようになった。また、駐輪場の設置等によって、放置自転車が減少し、駅前の景観が改善されるなど、県の玄関口にふさわしい街並みと歩行者にやさしい広場となり、歩行者・自転車交通量の増加などの効果が発現していることから事業の目的が達成されたと評価できる。

⑤ 街路事業 (都) 高畑町昇仙峡線 (I期) (甲府市)

この事業は、甲府市千塚地内の都市計画道路高畑町昇仙峡線において、現道拡幅による道路整備と電線共同溝の整備を実施したものである。

本事業後は車両の円滑な通行が可能となるとともに、甲府駅や、観光地である御岳昇仙峡などの拠点へのアクセス向上が図られた。また、歩道が両側に整備されたことにより、沿線の交通の安全性が確保され、土地利用の活性化にも貢献するなどの効果が発現している。さらに、将来的には、当該路線が甲府中心市街地と今後建設が予定されている新山梨環状道路牛匂インターチェンジ(仮称)とを接続するアクセス道路として機能することが見込まれることなどから、事業の目的が達成されたと評価できる。

4 審議経過

(1) 第1回評価委員会

開催日：令和5年6月2日（金）

内 容：前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について
事前評価事業の説明・審議（1事業）
再評価事業の説明・審議（4事業）（うち報告3事業）
事後評価事業の説明・審議（4事業）

(2) 第2回評価委員会

開催日：令和5年6月23日（金）

内 容：再評価事業の説明・審議（3事業）（うち報告1事業）
事後評価事業の説明・審議（1事業）

(3) 第3回評価委員会

開催日：令和5年8月23日（水）

内 容：現地視察 3箇所

(4) 第4回評価委員会

開催日：令和5年10月11日（水）

内 容：事前評価事業の説明・審議（4事業）
再評価事業の説明・審議（3事業）

(5) 第5回評価委員会

開催日：令和5年10月18日（水）

内 容：意見書のとりまとめ

5 令和5年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿

委員長	<small>ひらまつ</small> 平松	<small>しんや</small> 晋也	信州大学 特任教授
副委員長	<small>よしだ</small> 吉田	<small>しゅういちろう</small> 修一郎	東京大学大学院 教授
委員	<small>あるが</small> 有賀	<small>かずひろ</small> 一広	宇都宮大学 教授
同	<small>いしだいら</small> 石平	<small>ひろし</small> 博	山梨大学大学院 教授
同	<small>おかむら</small> 岡村	<small>みよし</small> 美好	山梨大学大学院 准教授
同	<small>さいとう</small> 斉藤	<small>しげひこ</small> 成彦	山梨大学大学院 教授
同	<small>つじ</small> 辻	<small>ちづる</small> 千鶴	マルサマルシェ合同会社 代表
同	<small>ほさか</small> 保坂	ひとみ	(有) メディア・アイ・コーポレーション 代表取締役
同	<small>みやがわ</small> 宮川	<small>まさし</small> 雅至	山梨大学大学院 准教授
同	<small>わたなべ</small> 渡辺	<small>お</small> たま緒	(公財) 山梨総合研究所 主任研究員

(敬称略：委員は五十音順、役職は令和5年11月現在)